

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成31年2月12日  
近畿地方整備局長  
黒川 純一良

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本案件は、土木工事の積算にあたって使用する、月刊「積算資料」及び「積算資料電子版」、季刊「土木施工単価」（以下、「積算資料等」と言う）に掲載している建設資材及び機械賃料、市場価格等の価格データを電子媒体で購入するものであり、納品の要件を兼ね備えている特定法人等を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定法人等以外の者で、3. の応募要件を満たし、本案件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合、もしくは3. 応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定法人等との契約手続に移行する。

なお、3. 応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対して指名通知を行う予定である。

### 2. 調達概要

#### (1) 件名

「積算資料」材料単価等電子データ購入

#### (2) 購入内容

- ① 「積算資料」材料単価データ 1回/月 (約72,500規格/枚)
- ② 「積算資料」機械賃料等データ 1回/月 (約260規格/枚)

#### (3) 納入期間

契約締結日の翌日から平成32年3月25日まで

#### (4) 納入場所

大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 近畿地方整備局

#### (5) 納入日

月刊「積算資料」の当該前月の20日まで(例：6月号であれば5月20日まで)に納入すること。ただし、20日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下、「休日」という。)の場合はその前の平日に納入することとする。

### 3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、下記に示す①から③の資格を満たしている単体企業とする。

#### ① 基本的要件

- 1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。  
なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」(平成30年3月30日付官報)の別表に記載されている申請受付窓口(近畿地方整備局総務部契約課ほか)にて随時受け付けている。  
また、平成31年4月1日時点において、平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」の近畿地域の競争参加資格の認定を受けていること。
- 3) 参加意思確認書の提出期限の日から、開札の時までの期間に、近畿地方

整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。

- 4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「平成30年11月26日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省工共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

②承諾に関する要件

- 1) 本案件にあたっては、（一財）経済調査会が唯一有する「積算資料等」の掲載単価データの提供を要するが、その場合、あらかじめ著作権を有する（一財）経済調査会に当該購入調達品の納入について書面による承諾を得ること。

③納入体制に関する要件

- 1) 「積算資料等」の材料単価及び機械賃料の電子データを、当該前月の20日まで（例：6月号であれば5月20日まで）に納入することが可能なこと。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586

大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係

電話：06-6942-1141（代）

FAX：06-6943-7834

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 交付期間

平成31年2月12日（火）から平成31年2月22日（金）までの休日を除く毎日10時00分から16時00分まで。

2) 申し込み及び交付場所

(1)に同じ。

3) 交付方法

手渡しとする。なお、説明書交付希望者は(1)担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

1) 提出期限

平成31年2月22日（金） 16時00分

2) 提出場所

(1)に同じ

3) 提出方法

持参、または郵送（書留郵便に限る）すること。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
- (3) この競争に参加を希望する者は、上記2.(7)①2)に定める平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の近畿地域の競争参加資格申請が有ることを確認できる資格審査結果通知書の写し及び平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の近畿地域の競争参加資格申請が受理されたことが確認出来る書類の写し(平成31年1月31日までに受理されたものに限る)を添付すること。

上記書類を提出できない者にあつては、上記2.(7)①1)、3)、4)、5)及び2.(7)②、2.(7)③の要件を満たしていることを条件として、競争参加資格があるものと確認する。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには入札書の受領期限までに平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の近畿地域の競争参加資格申請が有ることを確認できる資格審査結果通知書の写し及び平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の近畿地域の競争参加資格申請が受理されたことが確認出来る書類の写し(平成31年1月31日までに受理されたものに限る)を持参または書留郵便による郵送若しくは信書便により提出するものとし、期限までに提出しない者は、この競争に参加することができない。

また落札予定者が平成31年4月1日時点において平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の販売」の近畿地域の競争参加資格が有ることを確認できる資格審査結果通知書の写しを平成31年3月29日までに提出しなかった時は、当該入札書は無効とする。

- (4) 参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、近畿地方整備局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第25号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- 3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合  
上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (5) 本業務は、平成31年4月1日から履行を開始するものとする。  
本業務にかかる年度開始前の見積り徴取時は、契約相手方の決定を保留とした上で、契約の予定者を決定するものであり、契約相手方の決定及び契約締結は平成31年4月1日とする。  
なお、本業務は、平成31年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とした見積徴取であり、当該業務にかかる平成31年度の予算が成立し支出負担行為計画示達日が4月2日以降となった場合は、契約の相手方の決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。  
また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (6) 詳細は説明書による。